



®環境省

エコアクション21

認証番号 0011644



エコアクション21 環境経営レポート

取組期間
発行日

令和5年度
令和5年7月～令和6年6月
令和7年2月7日

ハウス美装工業株式会社



【 目 次 】

1. 取組の対象組織・活動	P. 1
2. 環境経営方針	P. 3
3. 環境経営目標	P. 4
4. 環境経営計画	P. 5
5. 実施体制図	P. 6
6. 環境経営目標の実績	P. 7
環境経営計画の取組結果と評価	P. 8
次年度の環境経営目標	P. 9
7. 環境関連法規等の遵守状況の 確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	P. 10
8. 代表者による全体評価と見直し・指示	P. 11

1. 取組の対象組織・活動

1-1. 組織の概要

(1) 名称及び代表者

ハウス美装工業株式会社
代表取締役 新谷 一城

(2) 所在地

本社 高松市藤塚町三丁目12番12号
タスライフ事業部 高松市栗林町三丁目12番27号

(3) 統括責任者、環境管理責任者氏名及び連絡先

統括責任者 新谷 一城
環境管理責任者 総務部部长
担当連絡先 業務部業務課

TEL : 087-861-4489

(4) 事業内容

ビルメンテナンス業及びハウスクリーニング等の生活サポートサービス

(5) 事業の規模

売上高 2020百万円／令和5年度

従業員数 515名

〔 内 正社員79名 契約社員210名 パート226名 〕

延床面積 本社 625 m² タスライフ事業部 108 m²

運用車両 軽四 22台、普通車 11台、トラック等 3台

(6) 事業年度 7月から6月

(7) 認証・登録の対象範囲

登録事業所 本社及びタスライフ事業部（2022年4月15日から）

関連事業所 木太食堂、屋島食堂、コメダ珈琲さぬき高松今里店
（店舗に関してはFC事業のため、対象外とする）

(8) 加盟団体

(公社)全国ビルメンテナンス協会
(一社)香川ビルメンテナンス協会
香川県ビル管理協同組合

(9) 保有資格

清掃作業従事者研修指導者、建築物清掃管理評価資格者、清掃作業監督者、ビルクリーニング技能士、病院清掃受託責任者、病原体安全管理技術者、貯水槽清掃作業監督者、高所作業車運転技能講習修了者、ビル設備管理技能者、防除作業監督者、酸欠・硫化水素危険作業主任者、ゴンドラ特別教育修了者、エネルギー管理者、電気主任技術者、第一・二種電気工事士、電話工事主任者、電気通信主任技術者、(第一・二・三種冷凍、丙種化学)高圧ガス製造保安責任者、危険物取扱主任者、(甲・乙種)消防設備士、消防設備点検資格者、統括管理者、防災管理者、防火対象物点検資格者、第一種衛生管理者、警備員指導教育責任者、建築物環境衛生管理技術者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、建築設備検査資格者、特殊建築物調査資格者、防災センター要員講習修了者、一・二級ボイラー技士、ボイラー整備士

2. 環境経営方針

【基本理念】

ハウス美装工業株式会社は、社員全員で同じ意識をもって環境問題に取り組み、『地域社会に貢献し、地域に求められる企業づくり』を経営方針のビジョンに掲げて、最高の品質、サービスをお客様に提供しつつ、「安全で快適な環境づくり」に邁進し、地域社会の信頼にこたえられるよう努力する。

【行動指針】

1. 具体的に次の項目に取り組みます。
 - ① ガソリン使用量低減による二酸化炭素排出量の削減
 - ② 電力使用量削減による二酸化炭素排出量の削減
 - ③ 廃棄物排出量の削減
 - ④ 水使用量の削減
 - ⑤ 化学物質使用量の削減
 - ⑥ 環境に配慮した取り組み
2. 環境経営の継続的改善を行います。
3. 環境関連の法規制及びその他要求事項を遵守します。
4. 環境活動を全社従業員に展開します。

この環境経営方針は、全従業員に周知するとともに、社外にも公表します。

制 定：平成28年6月1日

改 定：令和7年2月1日

ハウス美装工業株式会社

代表取締役 **新谷 一城**

3. 環境経営目標

【中・長期目的・目標】

令和4年度を基準として、令和7年度までに下記項目の数値から3%削減することを目標とします。

目的	単位	基準年度 (令和4年度)	目標		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
二酸化炭素の削減 *1	kg-CO ₂	121,386	120,172	118,958	117,744
電 気	本社	kWh	20,079	19,878	19,677
	研修センター	kWh	8,129	8,048	7,966
	タスライフ	kWh	9,406	9,312	9,218
	ガソリン使用量※3	L	39,904	39,505	39,106
一般廃棄物排出量の削減	kg	721	714	707	699
産業廃棄物排出量の削減	kg	7,407	7,333	7,259	7,185
使用水量の削減	m ³	519	514	509	503
化学物質(白塩酸)の削減	kg	460	455	451	446
環境に配慮した ビルクリーニング業の提案 *2	品目数	5	6	7	8

* 1. 電力のCO₂発生量については、四国電力の調整後排出係数0.532kg—CO₂/kWh)を使用。
(四国電力発表令和5年度発表に基づく)
令和4年度の実績を基準の目標とし、令和7年までに3%の削減を目標とします。

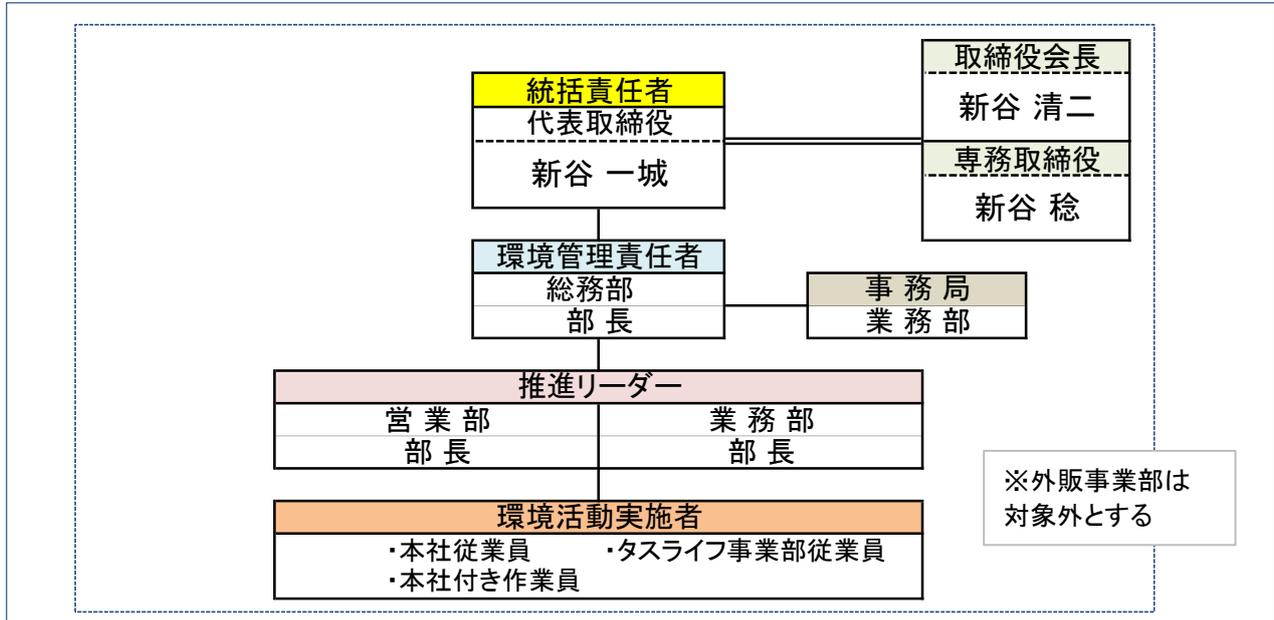
- * 2. 顧客先にエアコンフィルターの清掃の提案をします。
- * 3. 軽油の使用はあるが、使用量が少ないため計上しない。

#####

4. 環境経営計画

活動内容	実施責任者	日程
①二酸化炭素排出量の削減 ○ 電気使用量の削減 ・空調の適温化(夏28℃冬20℃程度) ・未使用箇所の照明消灯の徹底 ・LED化の実践	業務部 設備環境 衛生課	冷房期 (7月から9月) 暖房期 (12月から2月)
②廃棄物排出量の削減 ・裏紙利用による節約 ・印刷時の両面印刷の実施 ・ペーパーレス化の促進 ・ミスプリントの削減 ・産業廃棄物排出量の削減	総務部 総務課 課長	通年
③水使用量の削減 ・節水の呼びかけ実施	総務部 総務課	通年
④化学物質(白塩酸)の削減 ・効率の良い作業による使用量の削減	吉本印 建築工事営業 課 課長	通年
⑤環境に配慮したビルメンテナンス業の取り組み ・顧客先のエアコンフィルターの清掃の提案	営業部 部長	通年

5. ハウス美装工業株式会社 実施体制図



役割・責任・権限					
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 ・全従業員に対する教育・訓練の実施 ・環境経営目標、環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートを確認し、承認 ・環境関連法規等取りまとめ表の承認 				
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境経営目標、環境経営計画書を作成 ・環境活動の取り組み結果を代表者に報告 ・環境経営レポートの作成 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施 				
推進リーダー	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">業務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境活動の実績集計 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施 </td> </tr> </table>	業務部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境活動の実績集計 	営業部	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
業務部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境活動の実績集計 				
営業部	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施 				
環境活動実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加 				
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・ひょうご事務局との連絡、連携 				

6-1. 環境経営目標の実績

○ 取組期間(令和5年度) (令和5年7月～令和6年6月)

目的	単位	基準年 (令和4年)	目標	実績	達成率 (%)	評価	
二酸化炭素の削減※1	kg-CO ₂	121,386	120,172	111,436	108	○	
電気※3	本社	kWh	20,079	19,878	14,561	137	○
	研修センター	kWh	8,129	8,048	7,644	105	○
	タスライフ	kWh	9,406	9,312	7,658	122	○
	ガソリン使用量※3	L	39,904	39,505	37,081	107	○
廃棄物排出量の削減	kg	721	714	688	104	○	
使用水量の削減	m ³	519	514	425	121	○	
化学物質(白塩酸)の削減	kg	460	455	260	175	○	
環境に配慮したビルメンテナンス業の提案※2	提案数	-	5	3	60	×	

- * 1. 電力のCO₂発生量については、○ … 達成
 四国電力の調整後排出係数0.532kg-CO₂/kWhを使用。× … 未達
 (四国電力発表令和5年度発表に基づく)- … 実績なし
- * 2. 顧客先へエアコンフィルターの清掃を提案することでCO₂排出量削減に取り組めます。
- * 3. 軽油使用はあるが、使用量が少ないので除外する。

○ コメント

二酸化炭素の削減	太陽光パネルの設置の成果がかなり出ました。毎年猛暑が続いているため、夏場のエアコン使用量の増加は今後も続くと予想されるので、未使用空間でのつけっぱなしが無いように呼びかけていく。ガソリン使用量については、ガソリン代の高騰もあり、運転手の意識が高かったので、減少した。社有車運転手には、エコドライブの励行を呼びかけていく。
廃棄物排出量の削減	社内のDX化を検討中で、それに伴って、紙媒体を削減していく。シュレッダーの紙くずは、エコステーションに運搬するので、シュレッダーを活用するように呼びかけた成果が出て減少した。各自、印刷前にプレビューを再度確認し印刷ミス無くすこと、裏紙としての再利用を呼びかけていく。
水使用量の削減	夏場に節水を呼びかけたことで、大幅な削減となった。
化学物質(白塩酸)の削減	外壁タイル洗い等で白塩酸を使用していたが、塩酸系を使えない現場が増えている。洗剤の変更や作業方法を変更することで、削減につながった。
環境に配慮したビルメンテナンス業の提案	既存の顧客先では、定期清掃でエアコンフィルターの清掃を行っており、新規顧客先でも提案したものの、目標件数には届かなかった。

6-2. 環境経営計画の取組結果と評価

活動計画の内容	1Q (7月～ 9月)	2Q (10月 ～ 12月)	3Q (1月～ 3月)	4Q (4月～ 6月)	実施 責任者	取組結果
①二酸化炭素排出量の削減 1) 電気使用量の削減 ・空調の適温化 ・未使用箇所の照明消灯の徹底 ・LED化の実践	○	○	○	○	業務部 設備・環境 衛生課	・夏場は、猛暑の為、本社事務所および研修センター室内は空間温度調節の為、設定温度を下げざるを得なかった。冬場は事務所で の電気ストーブの使用が目立った。
②廃棄物の削減 ・裏紙利用による節約 ・印刷時の両面印刷の実施 ・ペーパーレス化の促進 ・ミスプリントの削減 ・産業廃棄物排出量の削減	○	○	○	○		
③水使用量の削減 ・節水の呼びかけ実施	○	○	○	○	総務部 総務課	・節水シール、ポスターの掲示は出来てい る。 ・蛇口をこまめに閉めるよう節水を呼びかけ た。
④化学物質(白塩酸)の削減 ・効率の良い作業による 使用量の削減	×	○	○	○		
⑤環境に配慮したビル メンテナンス業の提案 ・顧客先のエアコン フィルターの清掃の提案	○	○	○	○	営業部 部長	・既存顧客先へは提案し、定期清掃の契約 をしているところもある。

(評価)

①二酸化炭素排出量の削減

・8月、9月と12月、1月、2月の電気使用量が多いので、エアコンの設定温度を夏場は28℃より下げない冬場は19℃より上げないように注意喚起していくとともに、クールビズやウォームビズを呼びかける。

②廃棄物の削減

・DX化の検討も行っているが、まだまだ紙媒体でのやり取りが多い。
・シュレッダーゴミはリサイクル回収業者のエコステーションに運搬していることが浸透し始めた。

③水使用量の削減

・洋式便器のレバーの大小を使い分けて節水に努めるよう周知していく。
・手洗いうがいの際にも節水を呼びかける。

④化学物質(白塩酸)の削減

・白塩酸使用量は減少傾向にあるので、継続して削減に努めたい。

⑤環境に配慮したビルメンテナンス業の提案

・新規の顧客先への提案をするものの予算の都合で、定期清掃の契約につながりにくい。

6-3. 次年度の環境経営計画

目的	具体的取組項目	実施責任者
二酸化炭素の削減	①空調の適温化 ②未使用箇所の照明消灯の徹底 ③省エネ照明器具の導入 ④エコドライブの励行	業務部 設備環境 衛生課
廃棄物排出量の削減	①裏紙利用による節約 ②印刷時の両面印刷の実施 ③ペーパーレス化の促進 ④ミスプリントの削減	総務部 総務課 課長
水使用量の削減	①節水の呼びかけ実施 ②節水器具の取付	総務部 総務課
化学物質(白塩酸)の削減	①効率の良い作業による使用量の削減	営業部 建築工事営業 課 課長
環境に配慮した ビルメンテナンス業の提案	①顧客先のエアコンフィルターの清掃の提案	営業部 部長

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果

当社に該当する主な環境関連法規は下記の通りです。

No.	法令名	チェック項目	条文No.	条文タイトル	遵守状況
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を依頼する場合には委託契約書を締結する。産業廃棄物はマニフェストを発行し、収集運搬、中間処理、最終処理の確認を実施する。マニフェスト発行から5年間記録を保管する。香川県へのマニフェストに関する報告書を提出。産業廃棄物は見やすい場所へ保管場所である旨、保管する産業廃棄物の種類等の表示をした掲示板を設置する等を守る。	第12条等 施行規則 8条等	事業者の責務	遵守
2	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	業務用エアコン(第1種特定製品)の適正管理(簡易点検)を行う。	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務	遵守
3	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)	化学物質の適正管理及び性状と取扱いの周知を行う。	第4条	事業者の責務	遵守
4	グリーン購入法	出来る限り環境物品等を選択する。	第5条	事業者の責務	遵守
5	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家庭用機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機)を排出する場合はリサイクル料の支払いを行う。	第6条	事業者および消費者の責務	遵守
6	香川県環境基本条例	事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減、又は自然環境の適正な保全の為に必要な措置を講じなければならない。	第5条	事業者の責務	遵守
7	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	事業者は、県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力するよう努める。	第4条	県民及び事業者の責務	遵守
8	香川県生活環境の保全に関する条例	地球温暖化防止の理解を深め、自動車によるCO ₂ の排出を抑制するため、エコ運転を励行する。	第90条	事業者における温室効果ガスの排出抑制等	遵守
9	同上	事業所にて発生する廃棄物の減少に努め資源の有効活用を図ると共に、電気の使用量を削減し省エネルギー活動を推進する。	第92条	省資源及び省エネルギーのための行動	遵守
10	同上	エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用に努める。	第93条	エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用等	遵守
11	同上	環境マネジメントプログラム展開体制の組織を設置する。	第96条	普及啓発のための組織	遵守
12	同上	アイドリングストップの励行する。	第99条	自動車等の駐停車時の原動機の停止	遵守
13	高松市環境基本条例	事業活動によって発生する廃棄物を適正に処理する。	第5条	事業者の責務	遵守

(2) 違反、訴訟などの遵守

環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反などの指摘、訴訟は過去3年間ありません。

8. 代表者による全体評価と見直し・指示

【全体評価】

本社電気使用量の大幅な削減、ガソリン使用量の削減、化学物質(白塩酸)の使用量の削減に関して目標を達成することができた。本社事務所の12月、1月、2月(冬場)の電気使用量が目立って多いので、ウオームビズを推奨して、エアコン設定温度を極端に上げないように呼びかけを徹底しなければならない。また、研修センターの未使用空間の電気の点けっぱなしを無くすよう引き続き呼びかけていく。

紙媒体の使用も会議資料の印刷を減らすことや、シュレッダーごみ、ダンボールをリサイクル業者の設置しているエコステーションへ運搬することで減少できているが、さらなるDX化を検討していく必要がある。

水道使用量も減少できているので、一人一人が節水に心がけていく。

【見直しについて】

この1年はエネルギーの使用は概ね目標を達成できたと言える。しかしながら、ビルクリーニング技能検定試験の練習や夏場の猛暑が続くことが予想されるので、研修センターの電気使用量を減らすようにしなければならない。

ペーパーレス化も進んでいるように思われるが、従業員に対する紙媒体の配付はやむを得ないことがあるので、それ以外で紙媒体の削減を心がけるよう呼びかけを続けていくことが必要である。

【次期目標について】

この一年は概ね目標を達成できているので、継続して達成できるように、社員間で声を掛け合って、エコアクションへの取り組みを定着させていきたい。

【環境経営方針について】

変更あり

2025/2/1 行動指針に化学物質使用量の削減を追記

【実施体制について】

変更の必要なし

2025/2/1

【まとめ】

太陽光パネルの設置により本社の電気使用量の大幅な減少が見られた。しかし、冬場の電気使用量の減少が見られない。電気ストーブや電気毛布の使用を控え、ウオームビズを呼びかけていく。また、エアコンの設定温度の大幅な変更をしないように努めたい。

また、ペーパーレス化に対しては、さらなるDX化を検討していく。

令和6年8月31日

新谷 一城